福島県　業務改善応援補助金　よくある質問（Q＆A）

R8.11.25

カテゴリー	Q:	A:
国の業務改善助成金	国の業務改善助成金について知りたいのですが、どこに問い合わせればよいですか？	厚生労働省が設置している「業務改善助成金コールセンター」にお問い合わせください。 電話番号は0120-366-440、受付時間は平日9時～17時です。
国の業務改善助成金	「事業場」とは何ですか？	本補助金は、国の業務改善助成金の上乗せ事業であるため、「事業場」の定義についても国の業務改善助成金に準じます。
補助対象者	どのような事業者が対象になりますか？	令和8年度業務改善助成金の支給決定を受けた事業所が対象となります。また、労働関係法令を遵守していること、過去3年間に労働関係法令に違反していないこと、全ての県税に未納がないこと等の要件を満たす必要があります。
補助対象者	複数の事業場ごとに国の支給決定を受けました。県へもそれぞれ申請できますか？	国の業務改善助成金がそれぞれの事業場について支給決定されている場合は、事業場ごとに申請することができます。
補助対象者	1事業者が複数の事業場について申請する場合は、どうすればよいですか？	法人の場合は、代表権を有する方が、申請する事業場ごとに交付申請を行ってください。
補助対象事業・経費	どのような設備投資が対象となりますか？	国の業務改善助成金の助成対象となる設備投資が対象となります。具体的な対象経費については、厚生労働省ホームページの業務改善助成金に関する案内をご確認ください。
補助対象となる取組・経費	国で支給決定になったものが県では対象外になることはありますか？	設備投資の内容や業種等について、県で追加の条件は設けていません。国の業務改善助成金の支給決定を受け、本補助金の期間要件等を満たしていれば、対象となります。
補助対象となる取組・経費	社会保険労務士等への報酬は対象になりますか？	社会保険労務士等に依頼した、業務改善助成金等の申請に係る書類作成や、賃金引上げ時の事業場内最低賃金を定める就業規則の変更等に係る報酬費用が対象となります。具体的には、助成金等の申請に係る書類作成、就業規則の整備、着手金、手続き報酬等が対象となります。
補助対象となる取組・経費	社会保険労務士と年間契約（顧問契約）をしていますが、その費用は対象になりますか？	日常的な顧問料は対象外となります。ただし、対象となる助成金の書類作成等を依頼したことにより、追加で発生した報酬額（支出済みのものに限る）については補助対象となります。
補助対象となる取組・経費	社会保険労務士への報酬は出来高払いです。県への申請までに支払っていれば対象になりますか？	対象となる報酬については、県への申請時点で支払い済みであることが必要です。県への申請までにお支払いください。
補助対象となる取組・経費	社会保険労務士等への支払いが完了したことを証明するため、何を提出すればよいですか？	社会保険労務士等から補助対象者に対して発行された領収書の写しなど、支払いが完了したことが分かる書類を提出してください。
補助対象となる取組・経費	社労士に依頼していませんが、社労士報酬に関する書類は必要ですか？	社労士等への報酬が発生していない場合は、当該報酬に係る書類の提出は不要です。
補助対象となる取組・経費	国や県等の他の補助金等との併用は可能ですか？	国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等と補助対象が同一の場合は、当該経費について本補助金の対象外となります。ただし、国の業務改善助成金との併用は可能です。
補助額	補助額はどのように計算しますか？	国の業務改善助成金における助成額に、国の助成率に応じた県の補助率を乗じて算出します。国の助成率が4/5の場合は国の助成額の3/16、国の助成率が3/4の場合は国の助成額の1/4を県が補助します。

補助額	業務改善助成金の上乗せ助成により、設備投資の実質負担はどうなりますか？	設備投資額が国の助成上限額内の場合、県の上乗せ助成後の自己負担額は、国の助成率が4/5の場合は設備投資額の1／20、国の助成率が3/4の場合は設備投資額の1/16となります。
補助額	当初、「業務改善助成金の対象事業費の自己負担額の3／4」とありましたが、補助率が変更となったのですか？	補助率などの制度内容は変更しておりません。 当初の周知では、県の補助額について「業務改善助成金の対象事業費の自己負担額の3／4」と表現していました。 しかし、「自己負担額」という表現では、国の業務改善助成金における想定事業費の上限額を超える部分まで含めて、自己負担額の3／4が県から補助されるものと受け取られる可能性があるため、補助額の算定がより明確になるよう、表現を改めたものです。 県の補助額は当初から、国の業務改善助成金の支給額とその場合ごとの想定対象事業費を基礎として算定するものであり、これは、事業場内最低賃金が1,050円未満の場合は国の助成金支給額の3／16、1,050円以上の場合は国の助成金支給額の1／4を補助するものです。 当初チラシからの変更は、補助率等を変更したものではなく、補助額の算定方法について誤解が生じないよう、説明をより明確にしたものです。
補助額	予告の段階では「自己負担額の3／4」だったものが「国補助率が4／5の場合は国助成額の3／16」「国補助率が3／4の場合は国助成額の1／4」となったことについて説明してください。	**「自己負担額の3／4」＝「国助成額の3／16又は1／4」** 表現は変わりましたが、算出される補助額は同じです（事業費を100とした場合の例） 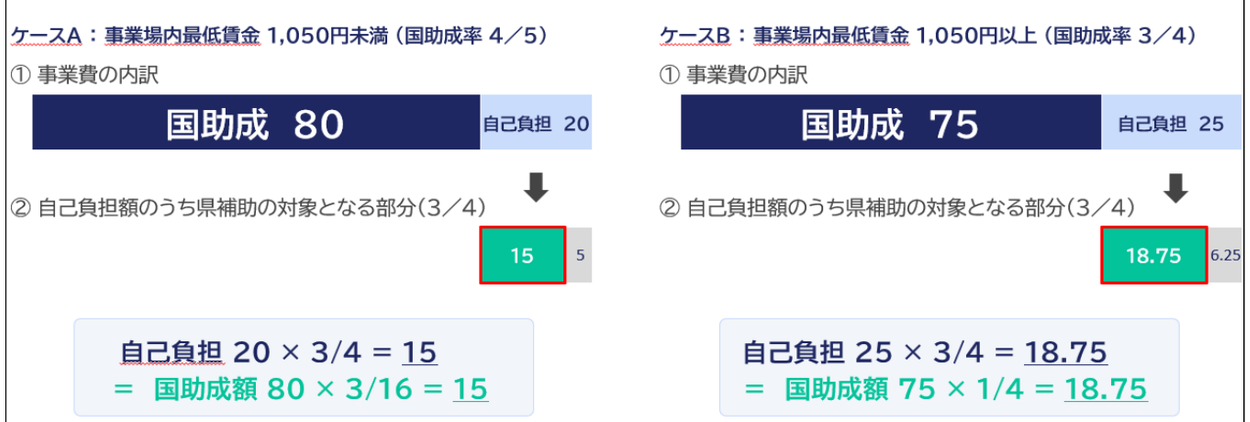
補助額	当初のチラシに「補助額は最大150万円」とありましたが、これはどのような場合ですか？	国の助成金「90円コース」で引き上げ労働者数10人以上の場合、国の助成上限額は600万円となります。 このうち、事業場内最低賃金が1,050円以上であった場合（国助成率3/4）、県は国助成額の1/4を支給します。 600万円×1/4＝150万円となり、これが補助額の上限となる計算です。
補助額	補助金額の計算で千円未満の端数が出た場合はどうすればよいですか？	補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて申請してください。
パートナーシップ構築宣言	国の業務改善助成金の申請時点で「パートナーシップ構築宣言」をしていません。今からでも県の補助金は申請できますか？	申請可能です。国への助成金申請時点で宣言を行っている必要はありません。 ※県へ、上乗せ補助金の交付申請書兼請求書を提出する前までに登録してください。
パートナーシップ構築宣言	いつまでに「パートナーシップ構築宣言」を行う必要がありますか？	県上乗せ補助金の交付申請書兼実績報告書を提出する前までに宣言を行っていただく必要があります。
パートナーシップ構築宣言	「パートナーシップ構築宣言」の内容に指定はありますか？	宣言の内容について、県で特段の指定はありません。

パートナーシップ構築宣言	「パートナーシップ構築宣言」を行ったことを証明する書類の提出は必要ですか？	県でホームページを確認しますので、原則として提出は不要です。 ただし、宣言の登録からホームページへの掲載まで10日～2週間程度かかるため、掲載を確認できない場合があります。ホームページ掲載前に申請書を提出する場合は、宣言を行ったことが分かる画面のコピー等を書面で提出してください。
パートナーシップ構築宣言	複数の事業場ごとに国の支給決定を受けました。「パートナーシップ構築宣言」についても事業場ごとに行う必要がありますか？	宣言は企業（法人）単位で行うものですので、複数の事業場がある場合も、法人単位で一括して行っていただいて構いません。
申請の時期・期限	県への補助金申請は、どのタイミングで行えばよいですか？	国の業務改善助成金の「交付額確定及び支給決定通知書」の発行を受けた後に、県へ補助金の申請を行ってください。国への交付申請時や交付決定時、事業実績報告時点では、県への手続きは不要です。
申請の時期・期限	県への申請期限はいつですか？	令和9年2月26日までです。郵送の場合は、令和9年2月26日の消印有効となります。なお、令和9年2月26日までに福島労働局から「交付額確定及び支給決定通知」を受けている必要があります。
申請の時期・期限	国への手続きが長引き、県の申請期限に間に合わない場合、期限を延長できますか？	国の業務改善助成金の手続きが延長された場合であっても、本補助金の交付申請（交付申請書兼請求書の提出）は、令和9年2月26日までとなります。
申請方法・必要書類	申請書類はどこから入手できますか？	県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。
申請方法・必要書類	記入は手書きでもいいですか？	手書きでも構いません。
申請方法・必要書類	電子申請はできますか？	電子申請には対応していません。郵送又は持参により申請してください。
申請方法・必要書類	県の締切までに申請書類が全て揃わないかもしれません。提出できる書類だけ先に提出してもよいですか？	申請書類が一式揃った状態でなければ受理できません。必要な書類を全て揃えた上で申請してください。
申請方法・必要書類	申請書類を提出した後に、追加で書類を提出することはできますか？	必要な書類は、申請時に全て提出してください。追加書類が必要となった場合は、個別にご連絡します。
申請方法・必要書類	申請書類に不備があった場合はどうなりますか？	申請内容や添付書類に不備がある場合は、追加の書類提出や内容の確認をお願いすることがあります。申請前に必要書類が揃っていることを確認してください。
申請後の流れ	県への申請から振込まで、どのくらいかかりますか？	申請書類に不備がなく、すべて整った状態で受理された場合で、概ね40日程度を想定しています。ただし、申請が集中した場合などは、さらに時間を要することがあります。
国の助成金が不交付・未決定の場合	国の業務改善助成金が不交付となった場合、県の補助金を申請できますか？	国の業務改善助成金の申請を行っていれば、社会保険労務士への報酬分の補助分のみの申請が可能です。その場合、国へ提出した交付申請書（様式1）の写しを提出してください。
国の助成金が不交付・未決定の場合	国の業務改善助成金が期日までに支給決定になりませんでした。県の補助金を申請できますか？	国の業務改善助成金の申請を行っていれば、社会保険労務士への報酬分の補助分のみの申請が可能です。その場合、国へ提出した交付申請書（様式1）の写しを提出してください。
持参提出の場合	申請書を持参したいのですが、どこに行けばいいですか	福島県雇用労政課のご案内（8:30～17:15） ■ 福島市杉妻町2-16　福島県庁舎12階　（大きな階段のある方の庁舎です） ■ お車でお越しの場合 県庁北側の外来駐車場をご利用いただき、駐車券をお持ちください。